

::■ 指定管理者制度導入施設 モニタリングシート ■::

評価年月日： R5.11.17

1 基本事項	
公の施設の名称	落合ダム親水広場
指定管理者の名称	株式会社NewKRH
指定期間	令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日
施設設置条例の名称	小公園設置条例
施設の設置目的	農業用の落合ダム緑地及び湖畔を憩いと遊樂の場として住民に提供し、活用することを目的とする。
施設概要	敷地面積 16,151㎡ (1) 園地 (2) 水路 (3) 駐車場 (4) トイレ
施設所管課の名称	産業課産業係

2 管理実績					
項目(単位)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数合計(人)	-				
利用料金合計(円)	-				
貸館率(%)	-				
()					
()					
()					

3 成果指標の達成度	
指標名(単位)	メディア媒体の市場評価
指標式と指標の説明	雑誌や新聞等で落合ダム親水広場に関して取り上げられた記事や報道があった場合、その内容について評価

項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標値(単位)	1	1	1	1	1
実績値(単位)	0				
達成度(%)	0	0	0	0	0

※施設の設置目的や施策の達成度を客観的に評価するため、指定管理者の募集において示した成果指標。

::■ 指定管理者制度導入施設 モニタリングシート ■::

評価年月日： R5.11.17

1 基本事項		
4 評価		
指標名 (単位)	評価	コメント
施設の設置目的の達成度	B	自主事業が実施できなかったことによりメディア掲載も難しい状況となったが、口コミやSNS等で一般利用者に認知されており、今後、アクティビティ再開による改善を期待する。
事業・業務の履行状況	A	施設設置目的に沿って適切な管理運営が実施された。書面での報告に不足があることから改善を要する。
利用者満足度の向上度	B	利用者等への声掛けによるニーズ把握は実施されていたが、書面での報告に不足があることから改善を要する。
財務状況の適正性	B	単年度の決算報告書としてはコロナ禍を経た後ということもあり厳しい状況であるが、新たな投資が行われている最中であること、インバウンドも回復傾向であることを踏まえ、長期的な目線で経営状況を判断する必要がある。

【施設の設置目的の達成度】の評価基準

※モニタリングシート（3 成果指標の達成度）における“達成度”の内容について、次の基準により評価する。

- S：当該年度の達成度が115%超
- A：当該年度の達成度が105%超かつ115%以下
- B：当該年度の達成度が95%超かつ105%以下
- C：当該年度の達成度が95%以下

【事業・業務の履行状況】の評価基準

※モニタリング基礎シート（様式1）における“評価②”の内容について、次の基準により評価する。

- S：全ての評価項目に「★」もしくは「☆」がつき、「★」の数が評価項目の総数の3分の2以上である。
- A：全ての評価項目に「★」もしくは「☆」がつき、「★」の数が評価項目の総数の3分の2未満である。
- B：全ての評価項目が「☆」である。
- C：「★」と「☆」のどちらもつかない項目がある。

【利用者満足度の向上度】の評価基準

※モニタリング基礎シート（様式2）における“達成度”の内容について、次の基準により評価する。

- S：当該年度の達成度が115%超
- A：当該年度の達成度が105%超かつ115%以下
- B：当該年度の達成度が95%超かつ105%以下
- C：当該年度の達成度が95%以下

【財務状況の適正性】の評価基準

※モニタリング基礎シート（様式3）における“3 指定管理者の団体本体の経営状況”の内容について、次の基準により評価する。

- S：評価対象年度の決算における翌年度への繰越金がプラスかつ施設所管課による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
 - A：評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っておらず（予定外の自主事業等へ対応した場合を除く）、施設所管課による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
 - B：評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っているが（予定外の自主事業等へ対応した場合を除く）、施設所管課による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
 - C：評価対象年度の決算において、本社等から繰入れを行っている（予定外の自主事業等へ対応した場合を除く）、または施設所管課による意見として本体の経営状況に「若干の懸念がある」もしくは「重大な懸念がある」とされた場合
- ※客観的評価として以上の基準によりS・A・B・Cを判定し、選考委員会の意見を踏まえて調整することも可能とする。

指定管理者制度導入施設 モニタリングシート

評価年月日： R5.11.17

1 基本事項	
5 施設所管課による総合評価	
コメント	<p>自主事業の実施ができず、効率的な運営・管理を行うことが難しい中であって、施設及び設備の管理を適切に実施していたところは高評価。</p> <p>一方、モニタリングや指定管理者が行う従業員研修の充実や緊急時の危機管理体制など実施はしているが書面にまとめられていないものがあり、取り組みの「見える化」が課題。</p> <p>行政としては、指定管理者の経営形態変更に伴って予定されていた自主事業が行えておらず、指定管理による効率的な管理・運営が難しい状況であり、今後の運営の推移を見極め、指定管理者制度導入について見直しを検討する必要がある。</p>